

改正

令和3年12月20日

いわき市地方卸売市場仲卸補助者承認要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、仲卸業者の業務の運営に必要な仲卸補助者の承認について、いわき市地方卸売市場業務条例施行規則（平成28年いわき市規則第1号）第15条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(資格要件)

第2条 仲卸補助者の承認を受けることができる者は次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 仲卸業者の役員又は使用人
- (2) 公設地方卸売市場（以下「市場」という。）の卸売に参加するのに必要な知識及び経験等評価能力を有する者
- (3) 申請時において18歳以上の者で、成年被後見人又は被保佐人でないもの
- (4) 花きの取引業務に2年以上の経験を有する者

(人数)

第3条 仲卸補助者の数は、市長が仲卸業者の取扱状況等を勘案して決定するものとする。

(禁止行為)

第4条 仲卸補助者に次の各号に掲げる行為があったときは、その承認を取り消すものとする。

- (1) 自己の経営に係る花きの販売又は加工を行う店舗を所有すること。
- (2) 自己の仲卸補助章を第三者に譲渡し、又は貸与すること。
- (3) 自己の所属する仲卸業者又は当該仲卸業者に所属する他の仲卸補助者と市場における一つの卸売に同時に参加すること。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施前にいわき市中央卸売市場仲卸補助者承認要綱の規定によってした処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によってしたものとみなす。

附 則（令和3年12月20日）

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。